

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.082

処 分 名	既存の特定建築物に設けるエレベーターに関する認定
処 分 の 概 要	既存の特定建築物に車いす利用者のエレベーターを設置するとき、防火上及び避難上支障がない場合、認定を行います。
根拠法令等・条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第23条第1項
審 査 基 準	認定の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「防火上及び避難上支障がない」場合に該当するかを示すことはできません。
標準処理期間	認定の実績等がないため示すことができません。
設定年月日	平成18年12月20日（最終改正：令和2年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁4階建築課窓口への提出
備 考	・ホームページのリンク先（関連）： http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenchiku/machi/kenchiku/tetsuduki/barrierfree.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第二十三条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第二項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。

一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。

二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。